

**申し込み時の
必要事項**

- ① 行事項(希望する日時・曜日・会場・コースなども) ② 住所(郵便番号も) ③ 氏名(ふりがな) ④ 年齢
⑤ 電話番号(ファクスの方はファクス番号、メールの方はEメールアドレスも) ⑥ 学校名・学年(児童・生徒のみ)
⑦ 返信先(往復はがきの場合)

**老人休養ホーム
年末年始利用の受け付け**

12月31日(日)～来年1月2日(火)の宿泊利用を特別料金で受け付けます。

△保養センター駒岡▽

④ 往復はがきに上欄必要事項と希望日(1泊のみ)、人数を記入し、10月31日(火)(消印有効)までに保養センター駒岡(〒005-10861南区真駒内600)へ送付。(抽選)

△ライラック荘▽

④ 12月31日(日)分往復はがき、上欄必要事項と人数を記入し、10月31日(火)(消印有効)までにライラック荘(〒061-2303南区定山溪温泉西4、(598)3411)へ。(抽選。1月1日(祝)、2日(火)分11月1日(水)からライラック荘へ。(先着)
④ 詳細 高齢福祉課(21)2976

**盲ろう者通訳
ガイドヘルパー養成講座**

④ 視覚と聴覚の両方に障がいのある方の外出介助および意思疎通の技法を学ぶ。

④ 11月2日～来年1月18日の木曜。全9回。いずれも午後1時～4時。

④ 所社会福祉総合センター(中央区大通西19)。

④ 対18歳～65歳の方20人。

④ 500円。

④ 往復はがきを上欄必要事項

と性別、職業、ボランティア経験の有無を記入し、10月20日(金)(必着)までに盲ろう者支援協会(〒064-0821中央区北1西20シテイ1ノース1-603号)へ送付。(抽選)
④ 詳細 障がい福祉課(21)2936

登録手話通訳者認定試験

④ 依頼に応じて手話通訳活動をする方のための試験です。

④ 一次試験は全国手話研修センターの統一試験(筆記・実技)で二次試験は来年4月に実施(面接)。すでに統一試験や手話通訳士試験に合格している方は一次試験を免除します。
④ 12月2日(土)午前9時30分～午後4時。

④ 所視聴覚障がい者情報センター(中央区大通西19)。

④ 対4月1日現在20歳以上で、厚生労働省の手話通訳者養成課程修了か同等以上の技能・知識を有する方。

④ 視聴覚障がい者情報センター、市役所3階障がい福祉課で配布中の申込書を10月17日(火)(必着)までに持参、送付。
④ 詳細 聴力障害者協会手話通訳者派遣室(633)7575

医療費を助成します

④ 市内に住民登録か外国人登録がある健康保険加入者が対象です。事前に区役所の保健福祉課で受給者証の交付申請

乳幼児医療費

④ 0歳～就学前のお子さん(主として生計を維持する方に所得制限あり。ただし、平成13年3月31日以前に生まれたお子さんを除く)。

④ 助成額 入院の場合、4歳未満と住民税非課税世帯の4歳以上の通院の場合②初診時一部負担金(医科は580円、歯科は50円)を除いた額。住民税課税世帯の4歳以上で通院の場合②医療費の1割(負担の上限あり)を除いた金額。

④ 重度心身障害者医療費
④ ①1・2級と3級(心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障がいに限る)の身体障害者手帳をお持ちの方。②知的障がいがあり、A判定の療育手帳をお持ちか、重度と判定(診断)された方。①②とも主として生計を維持する方に所得制限あり。

④ 助成額 保険診療の自己負担額から初診時一部負担金(医科は580円、歯科は50円、柔道整復は270円)または医療費の1割(負担の上限あり)を除いた金額。

④ ひとり親家庭等医療費
④ 母子・父子家庭や両親のいない家庭の20歳未満のお子さんと母子家庭の母親、父子家庭の父親。主として生計を維

持する方に所得制限あり。

④ 助成額 保険診療の自己負担額から初診時一部負担金(医科は580円、歯科は50円、柔道整復は270円)または医療費の1割(負担の上限あり)を除いた金額。ただし、父母は入院医療費のみの助成。

④ 老人医療費助成

④ ①昭和14年7月31日以前に生まれた70歳未満の方で、次の(A)～(C)に該当する方(本人・配偶者・子供に所得制限あり。子供と別居の場合は6カ月以上経過後。同居でも対象となる特例あり)。(A)単身世帯、(B)老人夫婦のみの世帯(配偶者が60歳以上の世帯)、(C)お年寄りとお子さんの世帯。②68歳で市民税非課税の方。③69歳で本人の所得が一定額以下の方。

④ 助成額 保険診療の自己負担額から一部負担金(医療費の1割または3割。負担上限あり)を除いた金額。
④ 詳細 区役所(1階)の保健福祉課

児童手当・特例給付

④ 10月期(6月～9月分)の手当振り込み日は10月13日(金)です。なお、児童手当・特例給付に該当する方(一定の所得額未満で小学校修了前までの児童を養育している方)で、手続きをされていない方は、速やかに届け出をしてください

④ い。認定された場合は、手続きした翌月分から手当が支給されます。また、特例給付受給者で年金の加入状況に変更(退職、転職など)があった方は、受給資格が消滅する場合がありますので、必ず届出を出してください。届け出が遅れた場合、手当を返していただくことがあります。

④ 詳細 区役所(1階)の保健福祉課



**首都圏への販路拡大を目指す
展示会の共同出展者募集**

④ 来年2月13日(火)～16日(金)。
④ 所東京ビッグサイト(東京都江東区有明3の21)。

④ 対卸売事業者など。

④ 1スぺース当たり36万7千500円。ほか実費。

④ FAX、E、直接。上欄必要事項を記入し、11月30日(木)までに市役所15階産業振興課(〒064-0821中央区北1西20シテイ1ノース1-603号)へ。選考あり。HP

④ 詳細 産業振興課(21)2352

**コールセンター就職希望者
向け専門研修**

④ ①オペレーター基礎Ⅱ②10月30日(月)～11月3日(祝)11